

令和7年第1回（3月）

三郷町議会定例会

議 案 書

三 郷 町

三郷町告示第6号

令和7年第1回（3月）三郷町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月21日

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 日 時 令和7年3月6日（木）
午前9時30分

2. 場 所 三郷町議場

令和7年第1回（3月）三郷町議会定例会議案等一覧表

議案番号	件 名	頁
同意第 1 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
議案第 1 1 号	令和6年度三郷町一般会計補正予算（第8号）	-
議案第 1 2 号	令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第4号）	-
議案第 1 3 号	令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	-
議案第 1 4 号	令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）	-
議案第 1 5 号	令和7年度三郷町一般会計予算	-
議案第 1 6 号	令和7年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	-
議案第 1 7 号	令和7年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算	-
議案第 1 8 号	令和7年度三郷町国民健康保険特別会計予算	-
議案第 1 9 号	令和7年度三郷町介護保険特別会計予算	-
議案第 2 0 号	令和7年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算	-
議案第 2 1 号	令和7年度三郷町下水道事業会計予算	-
議案第 2 2 号	三郷町コンプライアンス条例の制定について	4
議案第 2 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	10
議案第 2 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	13
議案第 2 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	16
議案第 2 6 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	18
議案第 2 7 号	三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	20
議案第 2 8 号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について	22
議案第 2 9 号	三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について	24
議案第 3 0 号	三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	26
議案第 3 1 号	三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介	28

	護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	
議案第 3 2 号	三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	30
議案第 3 3 号	三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	32
議案第 3 4 号	三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	34
議案第 3 5 号	三郷町水道事業の設置等に関する条例の廃止について	36
議案第 3 6 号	令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負変更契約の締結について	40
議案第 3 7 号	三郷町道路線の認定について	41
議案第 3 8 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について	43
報告第 1 号	損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	44

同意第 1 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町城山台 4 丁目 1 番 8 号
氏 名	窪内 真一
生年月日	昭和 3 5 年 1 2 月 2 9 日
理 由	令和 7 年 3 月 2 2 日任期満了による。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町勢野東 2 丁目 5 番 1 8 号
氏 名	寺田 祥子
生年月日	昭和 4 0 年 4 月 9 日
理 由	令和 7 年 6 月 3 0 日任期満了による。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町立野北 1 丁目 4 1 番 4 号
氏 名	芝崎 多加夫
生年月日	昭和 5 7 年 5 月 1 7 日
理 由	定数充足のため。

議案第 22 号

三郷町コンプライアンス条例の制定について

三郷町コンプライアンス条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町コンプライアンス条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 コンプライアンス体制（第7条・8条）
- 第3章 不当要求行為等への対処（第9条・第10条）
- 第4章 公益通報制度（第11条―第14条）
- 第5章 雑則（第15条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本町の行政組織においてコンプライアンスを推進するための行動規範を確立し、その制度保障について必要な事項を定めるとともに、町民等に対してコンプライアンスへの理解と協力を求めることにより、全体の奉仕者として職務の公平公正な遂行を図り、町政に対する信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 町の職員であって地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属するもの並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち町長、副町長及び教育長をいう。
- (2) 町民等 町内に居住する住民、三郷町議会の議員、町に利害関係がある住民、事業者その他各種関係団体等をいう。
- (3) コンプライアンス 職員が法律、条例、規則及び職員倫理規程その他の規程を遵守することを基本に、全体の奉仕者として公平公正に職務を遂行することをいう。
- (4) 不当要求行為等 違法行為の要求若しくは職員の受忍限度を超える過度な要求その他職員の公平公正な職務の遂行を妨げる行為又は脅迫、威圧、暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求（不作為の要求を含む。）の実現を図る行為で町長が規則で定めるものをいう。

(5) 公益通報 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益を守るために職員が知り得た町政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、公務員としてコンプライアンスの重要性を深く認識し、町民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に公共の利益の増進をめざして公平公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たって、町民その他町政に関わりのある者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 職員は、職員間においてパワーハラスメント（客観的に見て業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示及び指導を除く。）、セクシャルハラスメントその他のハラスメント行為（相手方に対する誹謗中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、一般的に許される限度を超え、身体的若しくは心理的に苦痛を与え、又は相手方の生活環境等を害するものをいう。）をしてはならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督者の立場にある者（各部の部長及び所属長をいう。）は、自己の管理監督下にある部署においてコンプライアンスの推進を図るため、部下職員の公平公正な職務の遂行及び職員倫理の保持に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 法第6条に規定する任命権者（以下「任命権者」という。）は、その権限の下にある組織においてコンプライアンスの推進を図られるよう、効果的な職員研修を実施するとともに、庁内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(町民等の責務)

第6条 町民等は、常に本町の行政運営に関心を払い、職員による公平公正な職務の遂行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 町民等は、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

3 第1項の規定により協力した者は、その際知り得た秘密を漏らしてはならない。

第2章 コンプライアンス体制

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 町におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、三郷町コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第9条第3項に規定する不当要求行為等に関すること。

(2) 第11条及び第13条に規定する公益通報に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町におけるコンプライアンスの推進を図ること。

3 委員会の委員は、副町長を委員長とし、教育長及び各部の部長で組織する。ただし、委員会が必要と認めるときは、案件ごとに職員から委員を任命することができる。

4 委員会は、案件に応じて必要があると認めるときは、法令について識見を有する者の中から委員を委嘱し、又は当該有識者から意見を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進会議の設置)

第8条 町におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、委員会に必要な応じて三郷町コンプライアンス委員会推進会議（以下「推進会議」という。）を置くことができる。

2 推進会議の会議は、非公開とする。

3 推進会議の組織、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 不当要求行為等への対処

(不当要求行為等への組織的対応)

第9条 職員（この項において町長、副町長及び教育長を除く。第11条第1項において同じ。）は、不当要求行為等があったとき又はそのおそれがあると認めたときは、町政の透明化を図るとともに公平公正な職務の遂行を確保するため、当該行為の内容等を記録し、所属長及び不当要求防止責任者（各部の部長をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

2 不当要求防止責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、所属長に対し対応方針を指示するとともに、必要があると認めるときは、警告、警察への通報

等、必要な措置を講ずるものとする。

3 不当要求防止責任者は、前項の規定による措置を行うにあたって、必要があると認めるときは、当該行為者に対し口頭又は書面による弁明の機会を付与することができる。

4 不当要求防止責任者は、第2項の規定により対応又は解決が困難な事象が生じたときは、当該不当要求行為等の内容を委員会に報告するものとする。

(不当要求行為等に係る委員会の職務)

第10条 委員会は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、必要な調査を行うとともに、対応方針、必要な措置等を決定し、不当要求防止責任者に指示するものとする。

第4章 公益通報制度

(公益通報制度)

第11条 職員は、公益通報の必要があると認めるときは、委員会にその内容を通報することができる。

2 前項の規定による通報は、原則として実名により行うものとし、確実な資料により、誠実に行わなければならない。

3 公益通報を行った職員（以下「通報職員」という。）は、事実関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、当該公益通報の内容を漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 通報職員の任命権者は、公益通報を行ったことを理由として、当該通報職員にいかなる不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報に係る委員会の職務)

第13条 委員会は、公益通報を受けたときは、当該通報の内容の真否について調査し、その結果を町長に報告するものとする。この場合において、委員会は、町長が行うべき措置について意見を述べることができる。

2 委員会は、前項の規定により調査を行うときは、公益通報の対象となる職員に対し口頭又は書面により意見陳述の機会を付与しなければならない。

(公益通報に係る措置)

第14条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な事実確認を行い、当該公益通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、是正措置及び再発防止措

置を講じるものとする。

- 2 町長は、前項の措置を講じたときは、その内容を通報職員に通知するものとする。ただし、通報者が望まないときは、この限りでない。

第5章 雑則

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 三郷町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月三郷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月三郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年9月三郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年5月三郷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第1

3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 2 4 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年1月三郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 25 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月三郷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 26 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和31年9月三郷村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の表4級の項及び5級の項を次のように改める。

4 級	課長補佐、事務局長補佐又は施設の長を補佐する職務
5 級	主幹又は施設の長の職務

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年１２月三郷町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の６」を「１００分の４」に改める。

第１７条中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項を第２項とし、第４項中「前３項」を「前２項」に、「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年１月三郷町条例第１号）」に、「１００分の６」を「１００分の４」に改め、同項を第３項とする。

第１８条第３項及び第４項を削る。

第２１条中第１項を削り、第２項を第１項とする。

第２５条中第１号を削り、同条第２号中「第２項」を「第１項」に改め、同号を第１号とし、同条第３号中「第３項」を「第２項」に改め、同号を第２号とする。

第２６条中「各項」を削る。

付 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
（令和８年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）
- ２ 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第６条第２項及び第１７条第３項の規定の適用については、同項中「１００分の４」とあるのは「１００分の５」とする。

議案第 28 号

三郷町国民健康保険税条例の一部改正について

三郷町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三郷町国民健康保険税条例（昭和62年6月三郷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書き中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の三郷町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 29 号

三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について

三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例

三郷町立学校の体育施設開放に関する条例（平成１９年１２月三郷町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「使用料」の次に「及び別表第３に定める付属設備使用料」を加え、同条第２項中「使用料」の次に「及び付属設備使用料」を加える。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３

付属設備使用料

開放施設	付属設備	使用料
三郷北小学校の体育館	空調機	１時間につき１，５００円
三郷中学校の体育館		１時間につき２，０００円
三郷中学校の武道場		１時間につき１，０００円

備考

空調機の使用料の納付は、１枚につき３，０００円のプリペイドカードの購入により行うものとし、プリペイドカードの残金は、返金しない。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 30 号

三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２７年３月三郷町条例第１号）の一部を次のように改正する

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 3 1 号

三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月三郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月三郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「省令」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部改正について

三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年５月三郷村条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上15 年未満	15年以上20 年未満	20年以上25 年未満	25年以上30 年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年9月三郷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「消防作業従事者等」を「消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」に改め、「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「270円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三郷町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 3 5 号

三郷町水道事業の設置等に関する条例の廃止について

三郷町水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例

三郷町水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年 3 月三郷町条例第 6 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（町営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - （1）町営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年 3 月三郷町条例第 7 号）
 - （2）職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等に規定する休日の特例に関する条例（平成元年 2 月三郷町条例第 1 号）
 - （3）三郷町水道事業給水条例（平成 1 0 年 3 月三郷町条例第 3 号）
 - （4）三郷町上水道布設工事手数料徴収条例（平成 1 4 年 3 月三郷町条例第 2 号）
 - （5）三郷町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年 6 月三郷町条例第 1 5 号）
（三郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正）
- 3 三郷町議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年 3 月三郷町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。
第 1 2 条第 2 項第 3 号中「、水道事業管理者」を削る。
（三郷町行政組織条例の一部改正）
- 4 三郷町行政組織条例（平成 3 年 3 月三郷町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条環境整備部の項第 1 7 号中「水道事業及び」を削る。
（三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正）
- 5 三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 6 年 6 月三郷町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 1 0 条に規定する企業管理規程」を削る。

(三郷町情報公開条例の一部改正)

- 6 三郷町情報公開条例（平成9年3月三郷町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、水道事業管理者」を削る。

(三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

- 7 三郷町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月三郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(三郷町職員定数条例の一部改正)

- 8 三郷町職員定数条例（昭和35年3月三郷村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業委員会及び水道事業の管理者」を「及び農業委員会」に改める。

第2条中 「(7) 水道事業の管理者の事務部局の職員 10人
計 199人」を「
計 189人」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 9 一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年9月三郷村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（単純な労務に雇用される者及び地方公営企業に勤務する者を除く。）」を削る。

(三郷町下水道条例の一部改正)

- 10 三郷町下水道条例（昭和55年10月三郷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「三郷町水道事業給水条例（平成10年3月三郷町条例第3号）第24条」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年 月奈良県広域水道企業団条例第 号）第 条」に改める。

第29条第1号中「三郷町水道事業給水条例第32条」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例第 条」

に改める。

第 3 1 条 1 項 1 号中「三郷町水道事業給水条例」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例」に改める。

議案第 36 号

令和 5 年度（繰）三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

- | | | |
|-----------|-----------------|-----------------|
| 1. 変更の内容 | 現在契約金額 | 67,100,000円から |
| | | 4,814,700円増額し |
| | 変更契約金額 | 71,914,700円とする。 |
| 2. 契約の相手方 | 奈良県奈良市法華寺町213番1 | |
| | 吉田機電株式会社 | |
| | 代表取締役 吉田 真也 | |

議案第 3 7 号

三郷町道路線の認定について

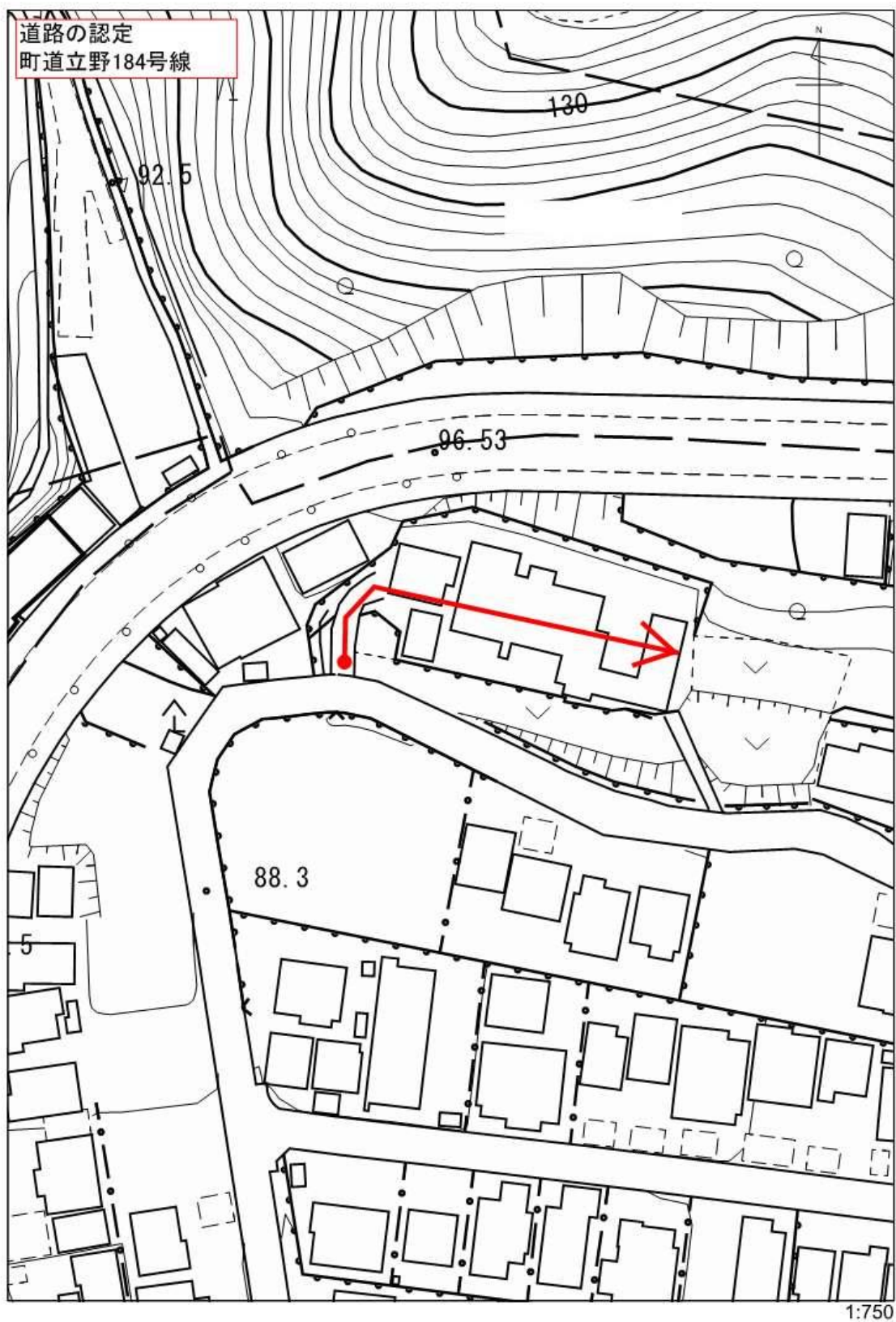
道路法第 8 条第 2 項の規定により、三郷町道路線を下記のとおり認定することにつき、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

路線番号	路線名	起 点 終 点	主たる経過地
2 1 8 4	立野 1 8 4 号線	立野北二丁目 2 7 6 3 番 9 地先 立野北二丁目 2 7 6 1 番 1 6 地先	立野北二丁目 2 7 6 1 番 1 2 地先



議案第 38 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、令和 7 年 3 月 31 日をもって、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

関係地方公共団体	奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合
----------	---

報告第1号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告します。

令和7年3月6日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 事 件 公用車とガードパイプの接触事故
2. 損害賠償額 110,000円
3. 事故発生日 令和6年11月28日
4. 備 考 詳細は委員会資料に記載